

## ■広告掲載の募集について

広告掲載をご希望の方は、下記の要領によりお申し込み下さい。

### ■ホームページへのバナー広告

募 集 枠 数	6 枠
広告枠の規格	大きさ：縦 60 ピクセル×120 ピクセル
	形 式：GIF(アニメーション可)、JPEG 又は PNG
	容 量：1 0 k b 以下
掲 載 料	・アイテムえひめに看板広告を掲出している企業等 月額 5,000 円 (消費税を除く) ・上記以外 月額 10,000 円 (消費税を除く)
掲 載 位 置	トップページ下部
掲載の決定方法	アイテムえひめホームページ広告掲載取扱要綱に基づき決定します。
取 扱 要 綱	アイテムえひめホームページ広告掲載取扱要綱
表現についての取扱	アイテムえひめホームページ掲載広告の表現について
申 込 書	アイテムえひめホームページ広告掲載申込書

### ■アイテムえひめ掲出看板広告

掲 載 場 所	アイテムえひめ屋内外壁面等
広 告 の 種 類	・世界遺産ギャラリー協賛広告 アイテムえひめ館内に世界遺産風景写真を展示するギャラリーを展開。各写真の下部に企業名等を掲載いたします。 ・一般看板広告 一般的な看板広告を屋内外壁面等に掲出いたします。
広告枠の規格	・世界遺産ギャラリー協賛広告 W1,800mm×H1,200mm (アルミフレーム仕上げ) ・一般看板広告 各種規格がございます。
広 告 掲 出 料	・世界遺産ギャラリー協賛広告・・・年額 400,000 円 (消費税を除く) ・一般看板広告・・・・・・・・年額 60,000 円 (消費税を除く) から
掲出の決定方法	愛媛県広告事業実施要綱に準じて決定します。
申 込 み 方 法	電話にてお申し込み下さい。

#### 【申込み・問い合わせ先】

愛媛エフ・エー・ゼット (株) アイテム事業部 広告担当  
(アイテムえひめ)

TEL (089) 951-1211 FAX (089) 951-2955

## アイテムえひめホームページ広告掲載取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、アイテムえひめホームページを広告媒体として活用する民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出することができない。

- (1)法令等に違反するもの
- (2)公序良俗に反するもの
- (3)政治的活動のためのもの
- (4)宗教活動のためのもの
- (5)社会問題についての主義・主張
- (6)個人又は法人の名刺広告
- (7)美観風致を害するもの
- (8)公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9)前各号に掲げるもののほか、愛媛県広告事業実施要綱の規定に基づき広告として適当でないとアイテムえひめが認めるもの

### (広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1)大きさ 縦 60 ピクセル 横 120 ピクセル
- (2)形式 GIF(アニメーション可)、JPEG 又は PNG
- (3)容量 10kb 以下

2 広告枠の位置は、アイテムえひめホームページのトップページ下部に掲載する。

### (広告掲載料)

第4条 広告枠1枠あたりの広告の掲載料は、次の各号による。

- (1)アイテムえひめに看板広告を掲出している企業等  
月額 5,000 円 (消費税を除く。)
- (2)前号以外の者  
月額 10,000 円 (消費税を除く。)

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1年間とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、アイテムえひめが定める。

(広告掲載枠)

第6条 広告掲載枠は6枠とする。ただし、アイテムえひめが必要と認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載の募集方法)

第7条 アイテムえひめホームページ又は情報誌で公募する。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、アイテムえひめホームページ広告掲載申込者(様式第1号)をアイテムえひめが定める期限までに資料を添えて直接または郵送で申込みものとする。

- 2 アイテムえひめは、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 申込締切は、掲載を開始する月の前月の15日までとする。

(広告掲載の決定)

第9条 アイテムえひめは、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 アイテムえひめは、掲載申込みのあった広告がアイテムえひめホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1)掲載希望月数の多いものを先順序とする。

(2)前号の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

3 アイテムえひめは、申込者に対し、その決定の内容をアイテムえひめホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又はアイテムえひめホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

4 アイテムえひめホームページ広告掲載決定通知書には、掲載する広告枠を指定して通知する。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、アイテムえひめが指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(画像データ)を作成し、アイテムえひめが指定する期日までに提出しなければならない。

2 アイテムえひめは、前項の規定により広告原稿(画像データ)の提出があったときは、その内容及びリンク先について、アイテムえひめホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと、この要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿(画像データ)が適当であることを確認するものとする。

3 アイテムえひめは、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないと認めるときは、広告主に対し広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

（リンク先の変更の求め等）

第12条 アイテムえひめは、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が実施要綱等に違反し、適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し等）

第13条 アイテムえひめは、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何ら手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1)指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2)指定期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。

(3)第11条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。

(4)その他アイテムえひめホームページへの広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 アイテムえひめは、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

（広告等の変更）

第14条 広告主は、広告の内容、リンク先等を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、アイテムえひめとあらかじめ協議するものとし、第11条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

（広告掲載の取りやめの申し出）

第15条 広告主は、アイテムえひめホームページ広告掲載取りやめ申出書（様式第4号）を提出して、アイテムえひめホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 アイテムえひめは、前項の規定による申し出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。

3 アイテムえひめは、前項の規定により広告を削除した場合で、当該広告を削除した日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が1月以上あるときは、当該残りの月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなつた場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなつた場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 次に掲げる事由により、アイテムえひめがアイテムえひめホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日(24時間)を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

(1)機器等の保守又は工事を行う場合

(2)天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、アイテムえひめホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行つてはならない。

2 広告主は、広告の掲載によりアイテムえひめ及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、第9条の規定により決定を受けたアイテムえひめホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、アイテムえひめが定める。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

## アイテムえひめホームページ掲載広告の表現について

アイテムえひめホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

### (1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア. 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン

イ. アラートマーク（「警告」、「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ. ラジオボタン（あたかも選択が可能なような誤解を与えるもの）

エ. テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ. プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

カ. GIFアニメーション

### (2) アイテムえひめホームページとの区別化

閲覧者がアイテムえひめホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者がアイテムえひめの事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

### (3) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

### (4) その他の注意事項

ア. 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ. ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ. ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

(様式第1号)

平成 年 月 日

アイテムえひめホームページ広告掲載申込書

アイテムえひめ あて

(申込者)

住 所 \_\_\_\_\_

社 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

(担当者)

所属・役職名 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

アイテムえひめホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

申込みに当たっては、アイテムえひめホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守いたします。

記

1. リンク先ホームページの内容

(1) 内 容

(2) URL

2. 広告の内容

(1) 掲載希望枠数

\_\_\_\_\_ 枠

(2) 掲載希望期間 (掲載期間は1年間とする。)

平成 年 月 ~ 平成 年 月

(3) 広告 (バナー画像) の内容

広告の内容を別紙に添付すること。